

○科学技術特別委員会

内閣提出法律案（二件）

| 番号 | 件名 | 院議先 | 提出日 | 参議院 | 衆議院 | 備考 |
|----|--------------------------------------|-----|------|---|--|------------------|
| 59 | 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案 | 衆 | 六、三七 | 付託 六、五〇 可決 六、五二 可決 | 付託 六、四七 可決 六、五八 可決 六、五九 可決 | 六、四七 衆本会議趣旨説明 |
| 74 | 研究交流促進法案 | 衆 | 三、一〇 | 付託 四、五 可決 五、三 可決 五、四 可決 | 付託 四、九 可決 四、八 可決 四、三 可決 | 衆本会議趣旨説明 四、五 |

本院議員提出法律案（三件）

| 番号 | 件名 | 提出者 (月 日) | 予備送衆へ提出日 | 参議院 | 衆議院 | 備考 |
|------------|--|-------------------------|----------|-----------------|-------------------------|----|
| 9 | 原子力基本法及び核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案 | 稲村稔夫君 三 名 (六、五、九) | 六、五、三 | 付託 六、五九 未 | 付託 六、五二 (予) 可決 | |
| 101国会 7 | 海洋開発基本法案 | 塩出啓典君 二 名 (五、四、三) | | 付託 六、三四 未 | 付託 六、三四 未 | |
| 101国会 8 | 海洋開発委員会設置法案 | 塩出啓典君 二 名 (四、三) | | 付託 三、四 未 | 付託 三、四 未 | |

衆議院議員提出法律案（一件）

| | | | | | | | | | |
|----|----|--|---------------------------------------|------------|--------|-----------|----------------|---------|-----------------|
| 13 | 番号 | 件名 | 提出者 (月 日) 晴正君 五名 (六、四、二七) | 予備送本院へ提出月日 | 六、四、二八 | 参議院 | 衆議院 | 本院 | 備考 |
| | | 原子力基本法及び核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案 | | | | 付託委員会決議 | 付託委員会決議 | 付託委員会決議 | 撤(委員会許可) 六、五、八回 |
| | | 外 | | | | 六、四、二八(予) | 六、四、二八 科学技術 | | |

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第五九号）

要旨

本法律案は、原子力の研究、開発及び利用の進展に対応し、核燃料物質又は放射性廃棄物の廃棄について十分な安全の確保を図りつつこれを計画的に進めるため、廃棄物埋設及び廃棄物管理の事業について許可制度を設け規制の規定整備を図るとともに、原子力施設の検査、核燃料物質の運搬の確認等の規制を円滑に実施するため、指定検査機関等に溶接の検査等を行わせることができるようにするほか、改正に伴う規定の整備を行おうとするものであり、その主

な内容は次のとおりである。

一、放射性廃棄物の廃棄の事業に関する規定の新設

(一) 廃棄の事業の許可等

1 放射性廃棄物を埋設の方法により最終的に処分する「廃棄物埋設の事業」、放射性廃棄物を最終的な処分がされるまでの間管理する等の「廃棄物管理の事業」を行おうとする者は、それぞれ内閣総理大臣の許可を受けなければならないこと。

2 内閣総理大臣は許可を行うに際しては、慎重な安全審査を行うとともに、原子力委員会及び原子力安全委員会の見解を聴き、これを十分に尊重して行わなければならないこと。

(二) 廃棄物埋設に関する確認等

廃棄物埋設事業者は、埋設しようとする廃棄物及び廃棄物埋設施設が技術上の基準に適合することについて内閣総理大臣の確認を受けなければならないこと。

(三) 設計及び工事の方法の認可等

廃棄物管理事業者は、政令で定める廃棄物管理施設の工事に着手する前に、設計及び工事の方法について内閣総理大臣の認可を受け、かつ、使用前に内閣総理大臣の検査に合格しなければならないこと。

四 その他

廃棄事業者を原子力損害の賠償に関する法律上の原子力事業者と位置づけ、廃棄の事業に係る原子力損害賠償責任を一元的に負わせること。

二、原子力施設に関する検査等の規定の整備

一) 溶接の方法及び検査等

原子力施設の検査業務のうち、溶接検査について、国の指定する検査機関が行えるようにするとともに、核燃料物質等の運搬の際の確認、放射性廃棄物に関する確認の業務のうち定型的な業務についても、同様に、国の指定する確認機関が行えるようにすること。

(二) その他

指定機関の指定基準及び指定機関に対する監督等について所要の規定を整備すること。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、科学技術特別委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、原子力の研究、開発及び利用の進展に伴って生ずる核燃料物質または核燃料物質によつて汚染された物の廃棄に関し、十分な安全確保を図りつつ、これを計画的に進めるため、廃棄物埋設及び廃棄物管理の事業について許可制度を設けるなど、その規制に関し、所要の規定の整備を図り、また、原子力施設の検査、核燃料物質の運搬の確認等の規制を円滑に実施するため、指定機関に溶接検査等を行わせることができるようにするなど、所要の規定の整備を行おうとするものであります。

委員会におきましては、電気事業者等の発生者責任の担保、低レベル放射性廃棄物の陸地処分安全性、高レベル放射性廃棄物の処理処分技術の開発、海外への再処理委託

に伴う返還廃棄物対策、青森県の核燃料サイクル施設の立地問題及び原子炉の安全確保対策等広範にわたり質疑が行われ、さらに、学識経験者及び地元関係者による参考人の意見聴取を二度行うなど、長時間にわたる熱心な審議が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本社会党を代表して稲村理事、日本共産党を代表して佐藤委員からそれぞれ反対、また、自由民主党・自由国民会議を代表して志村理事、公明党・国民会議を代表して塩出理事、民社党・国民連合を代表して山田委員からそれぞれ賛成する旨の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本法律案は、賛成多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、放射性廃棄物の処理処分が適切かつ確実に行われるための七項目にわたる附帯決議案が提出され、賛成多数をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

研究交流促進法案（閣法第七四号）

要旨

本法律案は、我が国の科学技術に関する試験研究の効率的推進を図るため、科学技術に関する国の試験研究について国と国以外の者との間の交流を促進するために必要な措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、定義

(1) 「試験研究機関等」とは、科学技術（人文科学のみに係るものを除く。）に関する試験研究を行う国の機関で政令で定めるものをいう。

(2) 「研究公務員」とは、研究職（補助者を除く。）並びに教育職（国立大学の教員を除く。）、医療職又は自衛官のうち研究を行う者として政令で定める者をいう。

二、外国人の研究公務員への任用

試験研究機関等の専ら研究に従事するハイレベルの研究公務員（防衛庁の職員を除く。）に外国人を任用できるようにすること。

三、研究集会への参加

研究公務員に職務専念義務の免除による学会等への出席の道を開くこと。

四、研究公務員に関する国家公務員等退職手当法の特例

共同の研究開発の促進のため、研究公務員を休職により研究組合、民間企業等の研究に従事させる場合の退職手当上の不利益をなくすこと。

五、国の受託研究の成果に係る特許権等の譲与

共同の研究開発の促進のため、受託研究に係る特許権等研究成果の取り扱いを改善すること。

六、国際共同研究に係る特許発明等の実施

外国政府等との共同研究の成果から生まれた特許権等について、相互に無償又は廉価による使用を認めることができるようにすること。

七、国際共同研究に係る損害賠償の請求権の放棄

外国政府等との共同研究の実施に伴い生ずる損害賠償請求権を相互に放棄できるようにすること。

八、国有施設の使用

研究交流の促進を図るため特に必要がある場合で、試験研究機関等が行っている研究と密接な関連を有し、その推進が特に有益であると認められる試験研究を行う者

に対し、試験研究機関等の施設を廉価で使用させることができるようにすること。

九、配慮事項

国は、国の研究に関し国際的な交流を促進するに当たっては、条約その他の国際約束を誠実に履行すべき義務並びに国際的な平和及び安全の維持について特別の配慮を払うものとする。

委員長報告

ただいま議題となりました研究交流促進法案につきまして、科学技術特別委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、科学技術に関する国と国以外の者との交流を促進するために、必要な措置を講じることにより、我が国における科学技術に関する試験研究の効率的推進を図るうとするものであります。

委員会におきましては、本法律案に防衛庁職員を含めた理由、軍事目的の研究とのかかわり方、S D I 研究との関連、民間企業等と国の試験研究機関との研究交流のあり方及び研究公務員の人材確保策等、広範にわたり、熱心な質疑が

行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本社会党を代表して稲村理事、日本共産党を代表して佐藤委員から、それぞれ反対、また、自由民主党・自由国民会議を代表して岡部理事、公明党・国民会議を代表して塩出理事から、それぞれ賛成する旨の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本法律案は、賛成多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、研究交流の促進に当たつての五項目にわたる附帯決議案が提出され、賛成多数をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。